

第377回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

<日 時> 令和2年10月27日(火) 午前10時00分から午前12時00分まで

<場 所> 倉吉シティホテル レニー・マーシー(2階)

<出席者> 委 員：渡部会長、浜尾委員、井本委員、板倉委員、児玉委員、武良委員、
山根委員、寺田委員、景山委員、
水産課：國米水産振興局長、永島水産技師
境港水産事務所：尾田係長
事務局：平野事務局長、岸本次長、松田係長、吉田書記、吉村書記

<傍聴者> なし

<議 事>

- (1) 鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について
(くろまぐる第6管理期間)(諮問)
- (2) 県外者に対する小型いかつり漁業の許可取扱方針について(諮問)
- (3) 鳥取県漁業調整規則の改正について(諮問案)
- (4) 漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針の一部改正について(協議)

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名委員指名

〔渡部会長〕【浜尾委員と板倉委員を指名した。】

4 議 事

(1) 鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について (くろまぐる第6管理期間)(諮問)

〔渡部会長〕それでは、早速議事に入らせていただきます。鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について、諮問文をお願いします。

〔國米水産振興局長〕【資料1の諮問文を読み上げた。】

〔渡部会長〕では、説明をよろしくをお願いします。

〔永島水産技師〕【資料1に沿って説明した。】

〔渡部会長〕はい。ありがとうございました。これは、期中見直しということで、大型から小型

に配分量を移動したということですね。

〔井本委員〕現在の消化率はいつ時点のものですか

〔永島技師〕10月末時点です。5～6月で、既にこの数字になっていました。

〔児玉委員〕引き縄の漁獲枠はどうか

〔永島技師〕今後の漁業者間協定の話で決まります。おそらく、増加した3.2トンのうち一割が留保枠になりまして、残りの2.9トンが現在の引き縄の2.4トンとプラスになりまして、合計5.3トンになるのではないかということです。

〔井本委員〕県同士の融通はどうか

〔永島技師〕水産庁より、今回の融通では、都道府県間ではなかったと聞いています。

〔井本委員〕県同士で直接の融通はないのですか

〔松田係長〕県同士で調整するのが基本だが、なかなか難しいので、そういった場合は水産庁が間に入ります。

〔渡部会長〕他に何か意見はありますか。では、期中見直しについては、これで行くということではよろしいでしょうか。

〔一同〕はい。

(2) 県外者に対する小型いかつり漁業の許可取扱方針について (諮問)

〔渡部会長〕それでは、次に参ります。2番目でございます。県外者に対する小型いかつり漁業の許可取扱方針について諮問でございます。諮問文をお願いします。

〔國米水産振興局長〕【資料2の諮問文を読み上げた。】

〔渡部会長〕では、説明をよろしくをお願いします。

〔吉村書記〕【資料2に沿って説明した。】

〔会長〕はい、ありがとうございました。例年どおり単年許可で、各県の要望をもとに許可隻数を決め、漁業法の改正に伴い12月からは公示して許可を行うということではよろしいか。

〔吉村書記〕はい。

〔山根委員〕19トンの県外船は距岸から何mまで禁止か

〔吉村書記〕27,000mです。

〔山根委員〕県内船の19トンは何mまで禁止か

〔吉村書記〕7,000mです。

〔渡部会長〕その他、ございますか。では、異議なしということで答申します。

(3) 鳥取県漁業調整規則の改正について (諮問案)

〔渡部会長〕それでは、3番目に行きます。鳥取県漁業調整規則の改正について、諮問案となっておりますけれども、よろしくをお願いします。

〔平野事務局長〕説明させていただきます。本来は、本日諮問予定でしたが、知事から一点指摘があり、知事決裁を本日までにももらえなかったということでございます。本手続きにつきましては、大臣への認可申請と公示期間を設けるため、11月中旬までには、本規則を改正した

いということをごさいます、今日、これから諮問案については説明をさせていただき、協議していただいて、承認をいただけたらと思います。知事決裁の段階で、もし万一変更があれば、改めて説明をさせていただきますが、このまま知事決裁がいただけたら、会長の専決として、知事決裁の日付で、諮問、答申をしたということで、大臣認可等の手続きに移らせていただき、詳細については、次回の委員会でご報告をさせていただきたいです。

ちなみに、知事から指摘がありましたのは、今回の改正で、内水面の規則と海面の規則が一つになりますが、内水面と海面との境界はどうなっているのかと。これを明確にすべきではないのかというのが知事の指摘でして、この考え方についても、これから説明をさせていただきます。では、私のほうで、案ではございますが諮問文を読ませていただきます。

〔平野事務局長〕【資料3の諮問案を読み上げた。】では、説明をお願いします。

〔岸本次長〕【資料3に沿って規則案を説明した。】

〔渡部会長〕基本的には変わってないということですかね。知事の意見の海面と内水面の境界は、告示でいくということですか。

〔岸本次長〕はい。告示で定めます。

〔児玉委員〕千代川の河口の禁止区域についてどういうことか。

〔岸本次長〕あゆの遡上がある3～5月は、第1種共同漁業権に基づくもの以外は、水産動植物を採捕してはいけないということです。

〔渡部会長〕他にありますか。この諮問案でよければ、知事決裁がおきた後、私のほうで専決として処理し、次回の海区で報告することとしてよろしいか。

〔一同〕はい。

(4) 漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針の一部改正について（協議）

〔渡部会長〕それでは、4番目に参ります。漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針の一部改正についての協議事項でございます。よろしくをお願いします。

〔國米水産振興局長〕【資料4の協議文を読み上げた。】

〔渡部会長〕では、説明をよろしくをお願いします。

〔永島技師〕【資料4に沿って説明。】

〔平野事務局長〕【続けて資料4の補足説明。】

〔景山委員〕問題は、境港に漁業権が設定されていないため、罰則等がないことだ。

〔平野事務局長〕今回の漁業法の改正で、新たに、あわび・なまこ・しらすうなぎが特定水産動物になり、採捕できなくなりました。もし採捕した場合は、3,000万円という個人では最も厳しい罰金刑が科されます。そういう中で、漁業者については、今後も採れるようにしているという趣旨です。

〔景山委員〕あわび・なまこ以外のわかめなどは、一般の人が採ってもいいのか。

〔平野事務局長〕そういうことになります。【続けて資料4の補足説明】

〔景山委員〕小型底曳きについて、県内の海を自由に使うという考えはないのか。

〔平野事務局長〕今回の漁業法改正に伴う中での規則改正については、あくまで、今まで曖昧だ

った表記の部分を明確にするということだけで手続きを行いました。ご指摘のあった、小型底曳き網については、操業は現在、十分の一ぐらいにまで減少しており、そういったことを考えると、当然操業禁止区域等については、見直しをしていく必要があると思っておりますが、今回の規則改正がいったん落ち着いてから、次の手続きとして取り組んでいきたいと思しますので、ご了解いただけたらと思います。

〔景山委員〕 よろしくお願ひ。

〔平野事務局長〕 操業禁止区域の線が、本当に必要なものかどうか、今後考えていきたいと思ひます。

〔渡部会長〕 その他ありますか。では、4番目はこれで終わります。

5 閉会

〔渡部会長〕 では、今日のところはこれで終わりますか。では、終わります。ありがとうございました。

6 鳥取県漁業調整規則の改正に係る会長の専決について

令和2年11月5日、本諮問について変更することなく知事決裁が下りた為、事務局が改めて諮問文を会長に提出。会長は、同日付けでこれを専決処分した。

令和2年11月5日

議長会長

署名委員

署名委員